

お知らせ

水道メーターの検針日が変わります

下記地区の水道使用水量の検針日が変更になります。ご協力をお願いします。

5月から変更になる地区

【10の番号の地区】(主に草木地区)
奇数月18日～22日前後

奇数月11日～15日前後

【18の番号の地区】(主に植地区)
奇数月15日～17日前後

奇数月13日～16日前後

【1の番号の地区】(主に横松地区) 【3の番号の地区】(主に宮津地区) 【6の番号の地区】(主に福住地区) 【7の番号の地区】(主に福住園高台地区) 【10の番号の地区】(主に草木地区) 【14の番号の地区】(主に阿久比地区) 【15の番号の地区】(主に椋岡地区) 【18の番号の地区】(主に植地区) 【20の番号の地区】(主に白沢台地区)は委託業者が検針します。

問い合わせ先 上下水道課 ☎(48)111(内339)

阿久比町上下水道課
検針票
給水装置
設置場所
使用者
阿久比 太郎 様

平成 年 月分

使用月	使用水量	水栓番号	枝番	使用月	号	%
今回指示数						
前回指示数						
使用水量						

メーター交換した場合

引揚指示数	前回指示数	旧メーター水量

水栓番号

メーター番号

口径 用途 共用数

メーター取付日 検定年月 地区

(記入例) 0123456789

人権尊重の社会づくりを

五月三日は憲法記念日です。日本国憲法では「すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利は最大の尊重を必要とする」とされ、一人ひとりの基本的人権を保障しています。

憲法が保障した基本的人権の理念を実現するためには、私たち一人ひとりが身の回りの不合理や矛盾に気づき、一つひとつ解決していく努力が必要です。

この機会に、人権の大切さについて考え、お互いを認め合う明るい社会をつくりましょう。

問い合わせ先

愛知県県民生活部県民総務課人権
同和对策室 ☎052(954)6167

裁判員制度を理解してください

裁判所では、五月三日の憲法記念日を中心とした五月一日から七日までを「憲法週間」と定め、法務省、検察庁、弁護士会の協力を得て、講演会や無料法律相談などいろいろな行事を行っています。

皆さんに刑事裁判に参加していただく「裁判員制度」が平成二十一年五月までに始まります。

裁判所では、裁判員制度に関心をもち、理解してもらうために、全国

五十カ所で開催し、各地の裁判所で裁判員裁判の模擬裁判や説明会などを実施しています。

全国各地で行われる憲法週間記念行事でも、裁判員制度を取り上げた催しが企画されています。

裁判員制度ホームページアドレス
<http://www.saibanin.courts.go.jp/>
裁判所の催しホームページアドレス
<http://www.courts.go.jp/>

問い合わせ先

名古屋家庭裁判所事務局総務課
☎052(223)0994

離婚時の年金分割制度における家庭裁判所の手続きが始まりました

四月一日から施行された離婚時の年金分割制度(合意分割)では、分割の割合は原則として当事者の協議に基づく合意により定められますが、合意ができないときには、当事者からの申し立てにより、家庭裁判所の裁判手続きや調停手続きなどを利用して分割割合を定めることができます。

離婚時の年金分割制度は、平成十九年四月一日以前に離婚した方は利用することができません。

問い合わせ先

名古屋家庭裁判所事務局総務課
☎052(223)0994
ホームページアドレス
<http://www.courts.go.jp/>